

納付金等の高負担で、依然続く厳しい環境

介護保険

平成24年度予算のあらまし

	科 目	被保険者1人当たり額(円)
収入	介護保険料	75,256
	繰入金	9,773
	雑収入	0
	合計	85,029
支出	介護納付金	84,976
	介護保険料還付金	53
	合計	85,029

予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数+被扶養者数 ————— 7,421人
- 被保険者数 ————— 5,350人
- 平均標準報酬月額 ————— 502,000円
- 平均標準賞与額 ————— 2,008千円
- 介護保険料率 ————— 千分の10
 - 事業主 ————— 千分の5
 - 被保険者 ————— 千分の5

平成24年度に行う主な保健事業

●保健のPRに

- ◆機関誌「健保だより」の発行(年4回)
- ◆育児雑誌「赤ちゃん和妈妈」の配布(1年間)
出産された被保険者・被扶養者に
- ◆ホームページの運用

●病気の予防に

- ◆インフルエンザ等予防接種の補助
- ◆人間ドックほか、各種健診の実施・補助
- ◆特定健診・特定保健指導の実施

●体力づくりに

- ◆海の家・山の家の開設(夏期)
- ◆プール利用補助(夏期)
- ◆健康ウォークの開催(4月・10月)

●在宅療養のお手伝い(補助)

- ◆介護機器・用品の購入・借用の補助
- ◆在宅介護サービスほか、各種サービスの補助
介護保険の認定を受けられなかった方が対象となります



保険料率が変わりました

健康保険・介護保険の保険料率をそれぞれ以下のように変更いたしました。
(4月分の給与から適用されます)

	変更前	現在
健康保険料率	70/1000 (事業主38.5/1000 被保険者31.5/1000)	80/1000 (事業主44/1000 被保険者36/1000)
介護保険料率	7/1000 (事業主3.5/1000 被保険者3.5/1000)	10/1000 (事業主5/1000 被保険者5/1000)

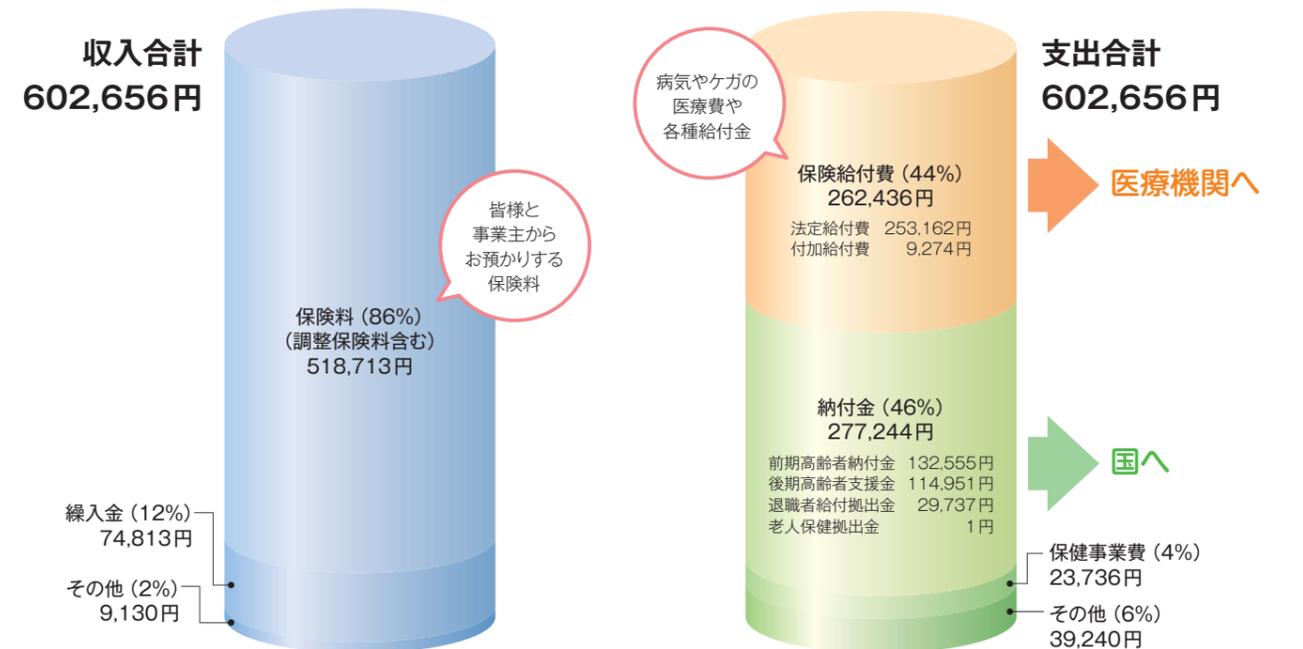
厳しくなる健保組合
 昨年は東日本大震災や欧州諸国の財政危機により、わが国の経済は大きな打撃を受けました。また、全国の健保組合にとりましても、景気低迷による保険料収入の減少や、高齢者医療制度への納付金等で多くの健保組合が厳しい決算になることが予測されています。さらに平成24年度は、「社会保障と税の一体改革」の中で納付金等の負担がさらに重くなる案も盛り込まれるなど、健保組合を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。

納付金等の高負担が財政を圧迫
 そのような中、当健保の平成24年度予算は、総額72億4,995万7千円でみなさまとご家族の健康をお守りすることになりましたが、前述しました高齢者医療制度への納付金等の高負担(支出全体の約46%)により、積立金の繰入れだけでは収入不足を賄いきれないため、みなさまのご理解をいただき、健康保険料率を引き上げさせていただきます(左頁参照)。

保健事業を厳選して実施
 厳しい環境下ではありませんが、当組合では今年度も事務の効率化に努めるとともに、みなさまの健康づくりをアシストするための各種事業を厳選して実施してまいります。みなさまにはこれらの事業を有効活用していただくとともに、当組合の事業運営にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

健康保険

平成24年度予算のあらまし (被保険者1人当たり)



予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数 ————— 12,030人
 - 男 ————— 7,820人
 - 女 ————— 4,210人
- 平均標準報酬月額 415,180円
 - 男 ————— 485,270円
 - 女 ————— 284,980円
- 平均標準賞与額 — 1,578千円
- 平均年齢 ————— 40.20歳
 - 男 ————— 42.00歳
 - 女 ————— 36.90歳
- 被扶養者数 ————— 11,725人
- 扶養率 ————— 0.97人
- 保険料率(調整保険料率含む) ————— 千分の80
 - 事業主 ————— 千分の44
 - 被保険者 ————— 千分の36

就職等、異動の多いシーズンです

ご家族の扶養状況が変わった方は、手続きをお忘れなく！

こんなときは5営業日以内に健康保険の扶養取り消し手続きを

- 家族が就職したとき
- 家族が収入基準をオーバーしたとき

60歳未満で年間収入130万円以上
または、月収で108,334円以上

60歳以上で年間収入180万円以上
または、月収で150,000円以上

申請方法

- 健康保険被扶養者(異動)届
- 健康保険証(取り消される方のもの)

お勤めの事業所
担当者に提出

こんなときも取り消し手続きを

さらに

- 死亡や離婚、子供が結婚したとき
- 別居者への仕送りが基準額に満たないとき

「扶養取り消し手続きを忘れる」とこんな影響が…

豊田通商健康保険組合が国に納めている「高齢者医療費を支える納付金」が大幅に増加します。それは、健保組合の組合員数に応じて、納付金が増減する仕組みとなっているためです。



かしこい患者の心得

いきなり大病院は×
まずはかかりつけ医を受診

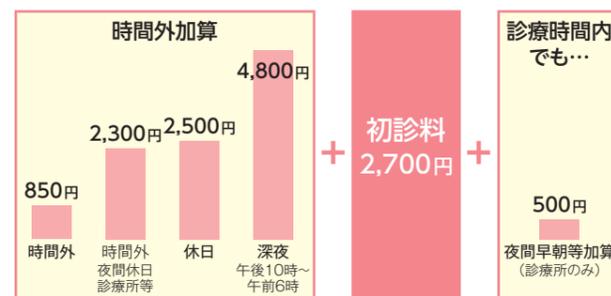
気になる症状があるときには、まずは地域のかかりつけ医を受診しましょう。そこで高度な医療が必要だと判断された場合には、紹介状をもらって大病院を受診しましょう。
紹介状なしで大病院を受診すると、全額自己負担となる特別料金がかかります。



時間外受診は、本当に必要なときだけに

深夜や休日に受診すると、医療費がかなり高額になります。自分の都合で時間外に受診することはやめ、本当に必要な場合だけにしましょう。

こんなに高い！時間外加算（初診の場合）



※患者負担は上記の額の1～3割です。 ※乳幼児加算は別に設定されています。

人間ドックを受けましょう

からだの状態を知ることが健康づくりの第一歩！

自分のからだの状態を把握しておくことは、健康づくりに欠かせない要素のひとつ。定期的に健診や人間ドックを受診し、数値の異常や変化を見逃さないようにしましょう。

からだのSOSをいち早くキャッチ！

生活習慣病の特徴のひとつは、発症初期や予備群の段階ではほとんど自覚症状がないこと。しかし、早い段階で手を打てば、病気の進行を抑えたり、発症を防ぐことが可能です。

健診や人間ドックは、健康状態を確認し、からだの異常を早期に発見できる絶好の機会といえます。

生活習慣を振り返るきっかけに

高血圧や動脈硬化、糖尿病などの生活習慣病は、その発症に過食や運動不足、喫煙などのライフスタイルが大きな影響を及ぼしています。検査結果の異常や悪化は、不適切な生活習慣のあらわれともいえます。検査結果を参考に、日頃の生活を振り返り、生活習慣の改善に取り組むなど適切に対処することが重要です。



人間ドックのご案内

- 実施時期** 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- 受診申込** 直接、当健保契約医療機関へご予約をお願いします。申込み時に必ず医療機関へ下記の項目をお伝えください。
①組合名：豊田通商健康保険組合
②健康保険証に記載されている記号・番号
③住所・氏名・生年月日・電話番号
④婦人科検診(乳がん・子宮頸がん) 実施の有無(女性のみ)
- 対象者** 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに30歳以上75歳未満になる被保険者および被扶養者(被扶養者とは、健康保険の被扶養者に限ります)
※30歳以上とは昭和58年3月31日以前に生まれた方です。
- 費用負担** 1人あたり5,000円の個人負担が必要となります。
※お支払いは受診の際に窓口をお願いします。
- 注意事項**
 - 豊田通商健康保険組合の資格喪失後は受診いただけません。
 - 契約医療機関以外での人間ドック受診は補助の対象外となります。
 - 人間ドックに関する個人情報については、健康保険組合・健康管理室・事業主が皆様の健康の保持・増進を図るために使用します。
- 契約医療機関** 同封の医療機関リストをご参照ください。
- 問い合わせ先** (株)あまの創健 TEL 052-930-8071

注意してください！

- 受診は年度内に1回のみです。2回目以降の費用(約4～6万円)については全額自己負担となります。
- 巡回主婦健診を受診される方は同年度内に人間ドックは受診いただけません。

平成24年度は、特定健診・特定保健指導の最終年(評価の年)となります

健保組合では平成20年度より特定健診・特定保健指導の実施目標を定め、取り組んでまいりました。最終年となる本年度におきましても、引き続き目標達成のために皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

平成24年度目標実施率 **特定健診：80.1%** **特定保健指導：45.2%**